

平成26年6月亀山市議会定例会 提出議案

条例新旧対照表

	頁
議案第30号 亀山市税条例等の一部を改正する条例	1
議案第31号 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	29
議案第32号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例	30
議案第33号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	33
議案第34号 亀山市斎場条例の一部を改正する条例	34
議案第35号 亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	35
議案第36号 亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	36
議案第37号 亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する 条例	41

亀山市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人 (以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、</u> _____その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第16条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、</u>法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第23条の2において「特定株式等譲渡所得</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 <u>外国法人</u> _____に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する<u>場所をもってその事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令</u> _____第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第16条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第23条の2において「特定株式等譲渡所得</p>

金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 (略)

(法人税割の税率)

第20条 法人税割の税率は、100分の9.7とする。

(法人の市民税の申告納付)

第43条 (略)

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が_____、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3及び4 (略)

5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第46条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額につ

金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 (略)

(法人税割の税率)

第20条 法人税割の税率は、100分の12.3とする。

(法人の市民税の申告納付)

第43条 (略)

2 法の施行地に_____主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3及び4 (略)

5 法人税法第74条第1項_____の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第145条_____において準用する場合を含む。以下この項及び第46条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第145条_____において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額につ

いては、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

6 (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第46条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 (略)

第62条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属し

いては、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

6 (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第46条 法人税法第74条第1項_____の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 (略)

第62条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属し

ない者である場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を
経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しな
ければならない。

(1) ~ (6) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有
者がすべき申告)

第64条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、
第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同
項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲
げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとな
った場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に
申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第91条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、
1台について、当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キ
ロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リッ
トル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロ
ワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定

ない者である場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を
経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しな
ければならない。

(1) ~ (6) (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有
者がすべき申告)

第64条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、
第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同
項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲
げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとな
った場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に
申告しなければならない。

(軽自動車税の税率)

第91条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、
1台について、当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キ
ロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。)年額 1,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リッ
トル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロ
ワット以下のもの 年額 1,200円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定

格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 2,400円

3輪のもの 年額 3,100円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500円

自家用 年額 7,200円

貨物用のもの

営業用 年額 3,000円

自家用 年額 4,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 1,600円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第8条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項 _____ に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項まで _____ の規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第10条から第12条まで 削除

その他のもの 年額 4,700円

(3) 2輪の小型自動車 年額 4,000円

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第8条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで _____ の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第10条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（以下この項から第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者

が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第26条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する置換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第26条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規

定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第32条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第31条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第31条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第31条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第32条第1項、第35条第1項、第36条第1項又は第41条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第32条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第36条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第41条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第26条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第10条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。

(2) 第27条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第10条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第10条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第11条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下この項から第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、

当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第26条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第26条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に

係る附則第32条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第31条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第31条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第31条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第32条第1項、第35条第1項、第36条第1項又は第41条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第32条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第36条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第41条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 第26条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第11条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の

申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。

(2) 第27条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「第4項まで」とあるのは「第3項まで又は附則第11条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「第4項まで」とあるのは「第3項まで又は附則第11条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

第12条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第18条の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第18条の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第14条の3 第22条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第30条の2第1項、附則第31条第1項、附則第32条第1項、附則第35条第1項、附則第36条第1項又は附則第37条第1項の規定の適用を受けるときは、第22条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額と

の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成7年度分の第26条第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第14条の3 第22条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第30条の2第1項、附則第31条第1項、附則第32条第1項、附則第35条第1項、附則第36条第1項又は附則第41条第1項の規定の適用を受けるときは、第22条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額と

する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第15条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において、市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2及び3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第15条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において、市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2及び3 (略)

(法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合)

第17条の2

① 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第18条 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

2 法附則第15条第9項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

3 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第18条 (略)

2～8 (略)

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第1項に規定する補助の算定の基礎となった
当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場
合には、3月以内に提出することができなかった理由
(軽自動車税の税率の特例)

第29条の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に
対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規
定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月
の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第91条の規定の適用
については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第91条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得
に係る市民税の課税の特例)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得
に係る市民税の課税の特例)

第33条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - ア 48万円
 - イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲

第33条 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - ア 48万円
 - イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲

渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 （略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第36条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第17条第1項及び第2項並びに第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 （略）

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 （略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第36条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第17条及び第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 （略）

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第36条の2 (略)

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第36条第1項」とあるのは「附則第36条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第37条 (略)

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課

第36条の2 (略)

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第36条第1項」とあるのは「附則第36条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第37条 (略)

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課

出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
- ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) ～ (5) (略)

出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
- ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) ～ (5) (略)

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第44条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第18条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で

当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第18条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第26条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第44条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地

震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第32条、附則第33条、附則第34条又は附則第35条の規定を適用する。

附則第32条 第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第33条 第3項	第35条の2まで、 第36条の2、第 36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する

		<u>法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</u>
<u>附則第34条第1項</u>	<u>租税特別措置法第31条の3第1項</u>	<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項</u>
<u>第35条第1項</u>	<u>第35条第1項</u>	<u>第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</u>
	<u>同法第32条第1項</u>	<u>租税特別措置法第32条第1項</u>

2. その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震

災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人という。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第32条、附則第33条、附則第34条又は附則第35条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを

含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第45条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第14条の2及び附則第14条の2の2の規定の適用については、附則第14条の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第14条の2の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

(個人の市民税の税率の特例等)

第44条 (略)

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第14条の2及び第14条の2の2の規定の適用については、附則第14条の2第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第14条の2の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

(個人の市民税の税率の特例等)

第46条 (略)

亀山市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>附則第42条の3を次のように改める。</p> <p>第42条の3 削除</p> <p><u>附則第43条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。</u></p> <p>附 則</p> <p>第1条 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>附則第14条の3、第30条の2、第36条から第42条まで及び第42条の3</u>の改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日</p>	<p>(略)</p> <p>附則第42条の3を次のように改める。</p> <p>第42条の3 削除</p> <p>附 則</p> <p>第1条 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>附則第14条の3、第30条の2及び第36条から第42条の3ま</u> <u>で</u>の改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日</p>

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第1項、<u>第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>附 則 (法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>13 法附則第15条第1項、<u>第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>

亀山市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者は、<u>別表第1</u>に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、納期を別に定める。</p> <p><u>(浴場の使用料等)</u></p> <p><u>第10条</u> 前条の規定にかかわらず、別表第2に定める料金により回数券及びパスポート券を販売して浴場の使用料を徴収することができる。ただし、パスポート券の交付については、市内に住所を有する者に限る。</p> <p><u>2</u> 回数券を利用する場合は、1枚につき1回に限り、浴場を使用できるものとする。</p> <p><u>3</u> パスポート券は、発行の日から有効期限までに限り、浴場を使用できるものとする。</p> <p><u>4</u> パスポート券の利用に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第11条</u> 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第12条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(特別の設備等)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 使用者は、<u>別表</u>に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、納期を別に定める。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p><u>第11条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(特別の設備等)</p>

第13条 使用者は、施設の使用に関し特別の設備をし、又は施設に変更を加え、若しくは備付け以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設の使用が終了したとき、又は第8条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 施設を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第9条関係)

1及び2 (略)

3 浴場の使用料

区分	単位	使用料
12歳未満	1人1回につき	100円

第12条 使用者は、施設の使用に関し特別の設備をし、又は施設に変更を加え、若しくは備付け以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、施設の使用が終了したとき、又は第8条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 施設を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第9条関係)

1及び2 (略)

3 浴場の使用料

区分	単位	使用料
一般	1人1回につき	150円

一般	1人1回につき	300円
65歳以上	1人1回につき	200円

4 (略)

別表第2 (第10条関係)

回数券及びパスポート券の料金

区分		料金
12歳未満	回数券(11枚つづり)	1,000円
	3月間パスポート券	2,000円
	6月間パスポート券	4,000円
一般	回数券(11枚つづり)	3,000円
	3月間パスポート券	6,000円
	6月間パスポート券	12,000円
65歳以上	回数券(11枚つづり)	2,000円
	3月間パスポート券	4,000円
	6月間パスポート券	8,000円

高齢者	1人1回につき	100円
子供	1人1回につき	50円

備考

1 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 「子供」とは、12歳未満の者をいう。

4 (略)

亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第22条関係）			別表第2（第22条関係）		
種類	区分	手数料の額	種類	区分	手数料の額
(略)			(略)		
その他の一般廃棄物	事業活動によって生じた一般廃棄物	搬入量10キログラムにつき <u>160</u> 円。ただし	その他の一般廃棄物	事業活動によって生じた一般廃棄物	搬入量10キログラムにつき <u>(10キ</u>
		____、当該搬入量が10キログラム未満のときは <u>10キ</u> ログラムとし、10キログラムを超え10キログラム未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。____			ログラム未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該搬入量が10キログラム未満のときは、 <u>10キ</u> ログラムと
(略)			(略)		
備考 一般廃棄物処理業者が搬入するときは、事業活動によって生じた一般廃棄物の手数料を適用する。			備考 一般廃棄物処理業者が搬入するときは、事業活動によって生じた一般廃棄物の手数料を適用する。		
別表第3（第25条関係）			別表第3（第25条関係）		
<u>産業廃棄物の処理に要する費用</u>			<u>産業廃棄物の処理に要する費用</u>		
搬入量10キログラムにつき <u>370</u> 円。ただし、当該搬入量が10キログラム未満のときは10キログラムとし、10キログラムを超え10キログラム未満の端数があるときはその端数を四捨五入する。____			搬入量10キログラムにつき <u>300</u> 円。ただし、10キログラム未満の端数があるとき、又は10キログラム未満のときは、それぞれ10キログラムとみなす。____		

亀山市斎場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前							
別表（第6条関係）						別表（第6条関係）							
施設	区分		単位	使用料		備考	施設	区分		単位	使用料		備考
				市内	市外						市内	市外	
(略)						(略)							
焼却 施設	小動物	収骨あり	1匹	8,640円	30,850円		焼却 施設	小動物	1匹	3,080円	30,850円	10キログラムを超え	
		収骨なし	1匹	4,320円							ラムを超え		
	身体の一部、胞衣等（10キログラムまで）	1件	4,320円		—	10キログラムを超え る量が5キ ログラムま でごとに 2,160 円		身体の一部、胞衣等（10キログラムまで）	1件	3,080円		—	る量が5キ ログラムま でごとに 1,020 円
備考 (略)						備考 (略)							

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
1 市営住宅（借上げによる市営住宅を除く。）の名称、位置等					1 市営住宅（借上げによる市営住宅を除く。）の名称、位置等				
建設年度	名称	位置	構造	戸数	建設年度	名称	位置	構造	戸数
昭和36年度	野村住宅	野村三丁目13番3号 及び14番1 3号	木造平家	2	昭和36年度	野村住宅	野村三丁目13番3号、14番2 号、14番2-1号及び14番1 3号	木造平家	4
(略)					(略)				
別表第3（第52条関係）					別表第3（第52条関係）				
市営単独住宅の名称、位置等					市営単独住宅の名称、位置等				
建設年度	名称	位置	構造	戸数	建設年度	名称	位置	構造	戸数
昭和25年度	若草住宅	関町新所1841番地、1842 番地、1843番地1、1846 番地 及び1840 番地	木造平家	9	昭和25年度	若草住宅	関町新所1841番地、1842 番地、1843番地1、1846 番地、1839番地及び1840 番地	木造平家	9
昭和25年度	城山住宅	関町新所1393番地1及び1 394番地3	木造平家	12	昭和25年度	城山住宅	関町新所1393番地1及び1 394番地3	木造平家	12
(略)					(略)				

亀山市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p><u>第4章 避難管理 (第53条—第62条)</u></p> <p><u>第4章の2 屋外催しに係る防火管理 (第62条の2・第62条の3)</u></p> <p>第5章・第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(液体燃料を使用する器具)</p> <p>第26条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合には、消火器の準備をした上で使用すること。</u></p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(固体燃料を使用する器具)</p> <p>第27条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p><u>第4章 避難管理 (第53条—第62条)</u></p> <p>第5章・第6章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(液体燃料を使用する器具)</p> <p>第26条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(固体燃料を使用する器具)</p> <p>第27条 (略)</p>

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号の2までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第29条 (略)

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第26条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第30条 火消つばその他の使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第26条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第9号の2の規定を準用する。

第4章の2 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第62条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第9号までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第29条 (略)

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第26条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第30条 火消つばその他の使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第26条第1項第1号から第7号まで及び第9号の規定を準用する。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第62条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

(2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第65条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日までに)、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第65条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

第6章 罰則

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

(4) 第62条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第71条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第65条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(5) (略)

第6章 罰則

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

第71条 法人の代表者
又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条に係る罰金刑を科する。ただし、法人

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

亀山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前							
別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							別表（第2条関係） 退職報償金支給額表							
階級	勤務年数						階級	勤務年数						
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上		5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	10年未満		15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	10年未満	15年未満	20年未満
団長	<u>239,000</u> 円	<u>344,000</u> 円	<u>459,000</u> 円	<u>594,000</u> 円	<u>779,000</u> 円	<u>979,000</u> 円	団長	<u>189,000</u> 円	<u>294,000</u> 円	<u>409,000</u> 円	<u>544,000</u> 円	<u>729,000</u> 円	<u>929,000</u> 円	
副団長	<u>229,000</u> 円	<u>329,000</u> 円	<u>429,000</u> 円	<u>534,000</u> 円	<u>709,000</u> 円	<u>909,000</u> 円	副団長	<u>179,000</u> 円	<u>279,000</u> 円	<u>379,000</u> 円	<u>484,000</u> 円	<u>659,000</u> 円	<u>859,000</u> 円	
分団長	<u>219,000</u> 円	<u>318,000</u> 円	<u>413,000</u> 円	<u>513,000</u> 円	<u>659,000</u> 円	<u>849,000</u> 円	分団長	<u>169,000</u> 円	<u>268,000</u> 円	<u>363,000</u> 円	<u>463,000</u> 円	<u>609,000</u> 円	<u>799,000</u> 円	
副分団長	<u>214,000</u> 円	<u>303,000</u> 円	<u>388,000</u> 円	<u>478,000</u> 円	<u>624,000</u> 円	<u>809,000</u> 円	副分団長	<u>164,000</u> 円	<u>253,000</u> 円	<u>338,000</u> 円	<u>428,000</u> 円	<u>574,000</u> 円	<u>759,000</u> 円	
部長及び班長	<u>204,000</u> 円	<u>283,000</u> 円	<u>358,000</u> 円	<u>438,000</u> 円	<u>564,000</u> 円	<u>734,000</u> 円	部長及び班長	<u>154,000</u> 円	<u>233,000</u> 円	<u>308,000</u> 円	<u>388,000</u> 円	<u>514,000</u> 円	<u>684,000</u> 円	
団員	<u>200,000</u> 円	<u>264,000</u> 円	<u>334,000</u> 円	<u>409,000</u> 円	<u>519,000</u> 円	<u>689,000</u> 円	団員	<u>144,000</u> 円	<u>214,000</u> 円	<u>284,000</u> 円	<u>359,000</u> 円	<u>469,000</u> 円	<u>639,000</u> 円	